

《 事務所ニュース 2022年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

うまい棒製造のリスクを書類送検 (長時間労働疑い)

茨城労働局常総労基署は 22 日、従業員に違法な時間外労働をさせたとして、労働基準法違反(過重労働)の疑いで、スナック菓子「うまい棒」などを製造する茨城県常総市蔵持の菓子メーカー「リスク」と男性社長(50)を水戸地検下妻支部に書類送致した。

書類送検容疑は 2021 年 1~11 月、同市鴻野山の石下工場の従業員 9 人に対し、残業時間の上限などを取り決めた労使協定=36(サブロク)協定=を超えて違法な時間外労働を行わせた疑い。1カ月の時間外労働が100時間以上、複数月の平均で 80 時間を超えたほか、1カ月の時間外労働が最長約 120 時間に及ぶケースがあったという。同労基署は認否を明らかにしていない。

社会保険の適用拡大 準備はお済ですか？

2022 年 10 月より、段階的に一部のパートやアルバイトの社会保険の加入が義務化されることとなりました。それにより、現在は厚生年金保険に加入してなくても、加入が必要になるケースが出てくるのが考えられます。その際には加入の手続きが必要ですが、その前にやっておかなければならないこともあります。法改正によって加入対象となった場合に必要の手続きや、注意点について解説します。

■法改正の概要

まず、2022 年 10 月より、従業員数が 101~500 人の規模の企業で働くパートやアルバイトの人が、新たに社会保険の適用対象になります。そして 2024 年 10 月からは、従業員が 51 人~100 人の規模の企業で働くパートやアルバイトの人が、新たに社会保険の適用対象になります。また、従業員数の数には、フルタイムの従業員の数に加え、週の労働時間がフルタイムの 4 分の 3 以上の従業員(パートやアルバイトも含む)の数の合計数で判断します。

社会保険の加入が義務化された場合の手続き

「被保険者資格取得届」を届け出ることですが、そのためにはさまざまな準備が必要です。

■加入対象者の把握

新たに社会保険に加入することになる対象者を把握します。新規加入対象者は以下の条件をすべて満たす人です。

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である
- ・月額賃金が 8 万 8000 円以上である
- ・2ヶ月を超える雇用見込みがあること
- ・学生ではないこと (休学中の学生や夜間学生は対象です)

■社内周知を行う

加入対象となる人に対し、法律が改正された内容が分かりやすく確実に伝わるよう、周知してください。

■説明会および個人面談を行う

必要に応じて、個人面談や説明会を行います。個人面談の際には、以下の点を伝えるようにしてください。

- ・社会保険の新たな加入対象者になること
- ・社会保険に加入することでのメリット、デメリット
具体的には、老後受け取る年金について、老齢基礎年金に上乘せされた老齢厚生年金が受け取れることや、障害の状態になった際や、万が一の際に遺族が受け取れる年金額が、国民年金だけの状態よりも手厚くなる事が挙げられます。また、健康保険の手当も充実します。国民健康保険では受け取れない傷病手当金や、出産手当金の対象になるなどの分かりやすく伝えるようにしましょう。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行